

Q：JIS法の改正が予定されているそうですが、主な改正内容について教えてください。

A：JIS法は「工業標準化法」の通称で、1949年に施行されましたが、約70年ぶりに大幅改正されます。主な改正は、以下の内容となります。

これまでは鉱工業分野のみを対象として、標準化した規格等を定めていましたが、データ、サービス、経営管理等の分野にも対象範囲を拡大するとともに、「産業標準化法」へと名称が変わります。その他には、認証等を受けずにJISマークを表示した場合などの罰則も強化されています。

また、新たな規格制定にあたっては、経済産業省に設置されている日本工業標準調査会(JISC)による原案の調査・審議を経る必要があり、制定までに2～3年以上の時間がかかっていましたが、今回の改正で、(一財)建材試験センターや(一財)日本品質保証機構などの十分な実績のある「認定機関」からの原案の場合、この審議を省くことができるため、スピードアップが図られます。

平成26年7月には、自社の製品やサービスなどをJISとして制定したい中堅・中小企業の支援を目的として、「新市場創造型標準化制度」が創設されています。これにより、①制定しようとする規格の内容を扱う業界団体が存在しない場合、②規格の内容を扱う業界団体が存在するものの、その規格作成の検討が行われていない、あるいは検討が行われる予定がない場合、③制定しようとする規格の内容が複数の業界団体にまたがるため調整が困難な場合のいずれかに該当する場合に、従来の業界団体による原案作成を経ずに、迅速な規格原案の作成等が可能となりました。

また、この標準化制度を円滑に運用するために、(一財)日本規格協会(JSA)が自治体・産業支援機関等と連携し、専門的に支援する「標準化活用支援パートナーシップ制度」も平成27年11月から運用されています。

当センターも標準化活用支援パートナー機関として登録されておりますので、自社の製品やサービス等をJISとして制定したいと考えている場合は、お問い合わせください。(企画支援部)

Q：ZEH(ゼッチ)住宅やゼロエネルギーハウスとはどのような家のことですか？

A：ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」と定義されており、大幅に省エネしつつ快適な環境を作るためのエネルギーを自分で賄える住宅のことを言います。

COP21で公約した温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために政治主導で様々な取り組みを行っており、その一つとしてZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)から始まり、近年ではZEHの普及が進められています。

ZEH実現のためには、①外皮(外気と室内を遮る構造部)の高断熱化、②省エネ性能の高い設備機器(空調・照明等)の導入、③再生可能エネルギーの導入、この3点が重要になります。

①に関しては聞き慣れない方も多いと思いますが、断熱性の高い屋根や壁、床、窓等によって、エネルギーをなるべく消費せずに夏は涼しく、冬は暖かい家にしよう、という考え方です。断熱材(繊維系や発泡プラスチック系)の使用によって断熱性を確保している場合がほとんどですが、近年では、CLT(ひき板を直交積層した材料)の利用も注目されています。木材はコンクリートに比べ熱伝導率が非常に低く、CLT自体の厚みもあるため、断熱材の使用量を大幅に削減できます。当センターでは、ZEHでの木材利用の拡大に向けて、木材を活かした高断熱建築材料の開発を行っていく予定です。

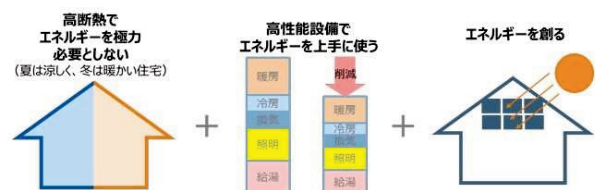


図 ZEHのイメージ(資源エネルギー庁HPより)

(地域資源部)